

くらしの相談窓口たより

令和6年7月



「二地域居住」促進制度創設 法改正が成立



二地域居住と移住との違いは？

「移住」は住まいを完全に移すことを指し、住む地域を変えて生活するが、「二地域居住」は二つの地に住まいを持ち、二つの住まいを行き来して生活することを指す。その頻度や目的は家庭により様々だが、国はそれを「予算化して支援」するという。

くわえて「二地域居住等」の普及促進と機運の向上を図ることを目的として、この度全国的な組織として「全国二地域居住等促進協議会」が設立されることとなった。

「二地域居住」を進める訳は？

近年、都市に住む住民の地方への関心が高まっている。自然の中で自給自足の生活をしたい～子育ては自然いっぱいのところ～と、望まれる方は確かに増えている。

新型コロナウイルス感染症を契機として働き方・生き方・住まい方も大きく変わった。将来田舎暮らしを夢見る人には数年先、国・自治体の後押しが得られるかもしれない。

こうした発想のおおもとには地方の空き家を活用すること、子育て世帯を中心に地方への新たな人の流れを創出するという狙いがある。市町村は空き家の改修、シェアハウスやテレワーク用の共同オフィスの立ち上げなどの環境整備を行う。計画自体を官民連携で作る協議会制度も創設すること。

二地域居住なんてそんな経済的余裕がどこにある？・・・正直なところ、まったくピンとこない。机上の空論のような印象ではある。だけどそういう夢をもって若い人達が人生設計を立てることは有りかもしれない。これからどのように進んでいくのか関心をもって見ていきたいと思う。

◆くらしのお悩み相談会

「くらし」の相談ありませんか？
月に一度、司法書士の相談会を実施しております。予約制ですでお問合せください。

次回は7月11日(木)

◆市との協働

くらしの相談会

奇数月に開催しています。
ご相談内容によっては市の職員が同席いたします。
事前にご予約をお願いします。

次回は7月16日(火)

◆「実家」「くらし」にまつわる、あらゆる相談可能です

＜一般社団法人＞

太宰府市空き家予防

推進協議会

くらしの相談窓口

いきいき情報センター 1階

☎ 092-925-6782

太宰府市の「住宅に関わる補助金制度」のチラシ

👉 下にあります…参考にお持ち帰りください